

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるとは、翌日)

目 次

◇ 規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

◇ 告 示 字の区域の新設

自衛官の募集

市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正

昭和五十八年鳥取県母子家庭等実態調査実施要領

保険医療機関等の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数等

◇ 教委告示 教育委員会の招集

◇ 公 告 危険物取扱者試験の実施

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十六号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号を次のように改める。

十二 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）第十六条第一項若しくは第二項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（昭和五十六年労働省令第三十八号）第一条の規定による一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給を受けている者

第十三 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）第十三条第一項若しくは第二項若しくは第十四条又は特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則（昭和五十八年労働省令第二十号）第十一条の規定による特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けている者

附 則

五 採用予定月

- 1 二等陸士については、募集期間中の毎月とする。
 - 2 二等海士については、昭和五十八年十一月とする。
- 六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第八百四十九号

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号（市町村の区域ごとの民生委員の定数について）の一部を次のように改正し、昭和五十八年十二月一日から施行する。

昭和五十八年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市	二二九人
米子市	二二四人
倉吉市	一一三人

を

鳥取市	二三四人
米子市	二二九人
倉吉市	一一六人

に、

大栄町

二〇人」を「大栄町 二一人」に改める。

鳥取県告示第八百五十号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、昭和五十八年度鳥取県母子家庭等実態調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和五十八年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 調査の目的

昭和五十八年度鳥取県母子家庭等実態調査実施要領
この調査は、県内の母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）の生活の実態を把握し、これらに対する福祉対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 用語の定義

1 この要領において「母子家庭」とは、民法（明治二十九年法律第八十号）第八百七十七条の規定により互いに扶養義務を負う配偶者のない女子（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第五

条第一項に規定する配偶者のない女子であつて、日本国籍を有するものをいう。以下同じ。)及び児童(二十歳に満たない者をいう。以下同じ。)を構成員とする家庭をいう。

2 この要領において「父子家庭」とは、民法第八百七十七条の規定により互いに扶養義務を負う配偶者のない男子(母子及び寡婦福祉法第五条第一項の規定中「女子」とあるのを「男子」と読み替えた場合の同項に規定する配偶者のない男子であつて、日本国籍を有するものをいう。以下同じ。)及び児童を構成員とする家庭をいう。

3 この要領において「寡婦」とは、四十歳以上六十五歳未満の配偶者のない女子であつて、母子家庭を構成しないものをいう。

三 調査対象

この調査は、県内の母子家庭等を対象とする。

四 調査事項

この調査は、次の事項について行う。

- 1 母子家庭等に該当することとなつた時期、原因等
- 2 家族の状況
- 3 就労の状況
- 4 生計の状況
- 5 住居の状況
- 6 育児及び家事の状況
- 7 意識の状況
- 8 行政機関の利用の状況及び行政機関に対する要望事項

五 調査方法

この調査は、民生委員が、母子家庭の配偶者のない女子、父子家庭の

配偶者のない男子及び寡婦に面接して質問し、その結果を調査票に記入する方法で行う。

六 調査の対象となる日

昭和五十八年十月一日

七 調査期間

昭和五十八年十月一日から同月二十日まで

八 結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表するものとする。

鳥取県告示第八百五十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林原皮膚科泌尿器科医院	米子市博労町四丁目三六〇	昭和五十八年九月十六日
阿部医院	米子市角盤町二丁目一〇一	昭和五十八年九月十八日
大山寺木村分院	西伯郡大山町大山寺四五―七	昭和五十八年九月十六日

君野齒科医院	鳥取市田園町三丁目一〇五	〃	
中村齒科クリニツク	鳥取市戎町四五三	昭和五十八年九月十八日	
野坂齒科医院	米子市福市一七二五一一	昭和五十八年九月十六日	
井田齒科診療所	境港市上道町一九八七ミドリビル内	昭和五十八年九月十七日	
遠藤齒科診療所	西伯郡岸本町吉長四九	昭和五十八年九月十六日	
清水薬局	米子市奥谷九三五一一	〃	
株式会社太陽堂 薬局倉吉営業所	倉吉市昭和町五〇二一一	〃	
田本富士見町齒科医院	米子市富士見町二丁目一四一	昭和五十八年九月二十八日	

鳥取県告示第八百五十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
涌島齒科湖山医院	鳥取市湖山町白浜三六九〇一	昭和五十八年九月二十一日

鳥取県選挙管理委員会告示第一百七号

昭和五十八年九月二日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年九月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 八、九五五
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四九、二五〇

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三一、二九六
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三一、〇二九
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二、五二八
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、九三八
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八八六
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、六三五
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇四一
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、六五八
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、二七〇
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、九七四

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和五十八年十月三日(月)午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和58年9月30日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
- (2) 乙種危険物取扱者試験
- (3) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時

- 甲種危険物取扱者試験 昭和58年11月11日(金)午前10時から
- 乙種危険物取扱者試験 昭和58年11月11日(金)午前10時から
- 丙種危険物取扱者試験 昭和58年11月11日(金)午後1時から

(2) 場所

- 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 倉吉市東蔵城町2番地 鳥取県中部総合事務所大会議室

米子市糺町一丁目160番地 鳥取県西部総合事務所講堂

米子市富士見町一丁目103番地 1 鳥取県西部広域行政管理組合消

防本部講堂

3 受験資格

(1) 甲種危険物取扱者試験については、次のア又はイに該当する者

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で、6月以上危険物取扱の実務経験を有する者

イ 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱の実務経験を有する者

(2) 乙種危険物取扱者試験については、6月以上危険物取扱の実務経験を有する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和58年10月11日（火）から同月21日（金）まで（郵送による場合は、昭和58年10月21日（金）までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、

3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、

その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを

エ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際、同条第5項又は第6項に規定する免状の写しを添付するとともにその免状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 甲種危険物取扱者試験 3,000円

イ 乙種危険物取扱者試験 2,000円

ウ 丙種危険物取扱者試験 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857-26-7064）に問い合わせること。